

## 管理区域外使用及び下限数量以下の線源の使用に関する申合せ

### [1] 管理区域外使用に関する基本的考え方

1. 名古屋大学における長年の放射線安全管理体制の整備の成果を生かしつつ長期的な観点に立って、放射線、RIは利用しやすく、かつ管理は厳密に行い、将来の大学や社会に対して負の遺産を残さない、さらには社会的な問題を生じない様な安全管理体制を考える。
  - a. 法令は最低限の事項を規定しているものと理解する。
  - b. 法令は頻繁に改正されており、今後もその傾向は変わらないと思われる。法令改正の都度、右往左往することは、時間の無駄でもあるし、精神衛生上も良くない。
  - c. 法令の基準は厳しくなったり、緩和されたりしている。
  - d. 緩和された基準で管理していると、将来厳しくなったときに、対応するために大変な労力を要する事態が生じる。湧出し線源の原因となる。今回もその原因が作られている。
  - e. 我国における放射線安全管理、ひいては名古屋大学における放射線安全管理、如何にあるべきかとの観点に立って、大学としての方針を決定するべきである。
  - f. それによって、法令改正があっても柔軟に対応できるようにしておく。
2. 名古屋大学放射線安全管理規程（旧全学放射線障害予防規程）では、基本的な内容を網羅し、幅広く対象を捉えるように定めることによって、法令が変わっても柔軟な対応が可能ないようにしておく。
3. 名古屋大学放射線安全管理規程中に、管理区域外使用に関する条項を定める必要はない。管理区域外使用は、施設の使用の目的、方法、場所、核種が変更されるので、原子力委員会、放射線安全委員会の承認を要することになる。
4. 管理区域外使用を計画する部局は、原子力規制委員会への許可変更申請の手続きの書類等を提出して原子力委員会、放射線安全委員会の承認を得なければならないことになる。名古屋大学放射線安全管理規程には、具体的な使用、保管、廃棄その他の管理上必要な事項を定める。
5. 管理区域外使用と管理の計画が適切であるか否かは、放射線安全委員会へ申請する前に主任者会議において個別に検討し、放射線安全委員会において決定し、原子力委員会の承認を得る。主任者会議のメンバーが学内では最も放射線安全管理の現場と実情に精通しており、多様な角度から安全性、利便性を適切に判断できる。
6. 主任者会議で合意されなかった事項を部局独自に実施しない。

### [2] 管理区域外使用に関する主任者会議における検討事項

#### 下限数量以下の非密封線源の管理区域外使用の原則

##### ①使用の方法

可能と思われる実験：X線結晶解析、顕微鏡及び電子顕微鏡観察、トレーサ実験等

条件：試料、廃棄物は使用の都度（毎日）管理区域へ持ち帰る。

##### ②記帳：管理区域使用に準じて記帳する。

- ③出入管理：出入管理は行う。
- ④被曝管理：年間使用数量が下限数量の1/100以下であれば，被曝管理を行わない。
- ⑤教育訓練：RIセンターの初歩講習と同等以上の教育訓練を受ける。法令でいう，管理区域内で作業する放射線業務従事者としての教育訓練を受ける。
- ⑥測定：汚染検査は義務とする。使用の都度，汚染検査する。表面汚染は管理区域内の基準で管理する。
- ⑦廃棄方法：液体，固体廃棄物は，管理区域へ持ち帰る。
- ⑧管理責任体制：第1種放射線取扱主任者資格を有する者が管理すること。
- ⑨運搬：溶液等がこぼれないような状態で運搬する。運搬時には管理室（管理担当者）と相談する。
- ⑩非密封許可事業所を持たない部局は，下限値以下の非密封線源を受け入れ，使用することを禁止する。
- ⑪非密封許可事業所を持つ部局であっても，事業所外で下限値以下の非密封線源を受け入れ，使用することを禁止する。

### [ 3 ] 下限数量以下の密封線源の管理

目的：紛失及び将来基準が変更されたときに湧出し線源となることを防ぐ。

\*紛失線源を乳幼児が口にすることもあり得る。

\*旧法令では規制値以下であったが，今回の法令改正で密封線源となった校正用線源には，廃棄の制限が加わった。旧法令では規制値以下であって，現在把握されていない線源を，法令改正を知らない者が不注意に廃棄すると法令違反になる。

- ①規制値以下の線源であっても，受入れ，払出しを管理する。受入れ時には登録する。
- ②使用の記録を記帳する。
- ③定期的に保管状況を確認する。
- ④管理は，各部局長の責任において，実施する。実施方法は内規等で定めるものとする。
- ⑤主任者がいない部局にあつては，各部局長の依頼に基づいてアイソトープ総合センターの主任者が助言する。

### [ 4 ] 検討課題

- 1. 下限数量以下の密封線源・非密封線源の管理の対象とする放射エネルギーについては，今後検討する。

### [ 5 ] 申合せの実施

- 1. この申合せは，平成19年3月30日から有効とする。
- 2. この申合せは，令和5年3月15日から有効とする。